

令和7年8月30日

株式会社FJネクスト
代表取締役 肥田 幸春 殿
三信住建株式会社
代表取締役 信田 博幸 殿

計画敷地内の草刈りについて（再督促）

(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台計画

近隣住民



洋光台三丁目町内会長



冠省

代理人弁護士らから、標記に関する「ご回答」(8/28付け)を受領したが、督促に対し、的を得た回答ではなく、再度の督促を行うので、至急、9/5までに回答されたい。

不一

記

（8/6付けの質問：再掲）

回答書の末尾に、「なお、計画敷地外周部の草刈りについては、今後も、適宜、実施させていただきます。」との回答であるが、逆に計画敷地内部の伸び放題の雑草は、そのまま放置されるのか否か、それとも草刈りを、外周部同様に行うのか否か回答されたい。何故ならば、計画敷地内の成長した雑草の孢子・種等が計画敷地外に飛び交い、周辺家屋の庭先の雑草が、翌年、激増することに、土地所有者として配慮されたい。

（代理人弁護士らの8/19付け回答）

代理人弁護士らからの回答は、「敷地内部の草刈りについても、今後、順次行う予定でおります。」と呑気な回答であった。

(再質問)

近隣住民らは、昨年も伸び放題の雑草(優に背丈を超えるもの)の草刈りについて、貴殿等に要請し、草刈り実施後に、「来年は、種子が落ちる前、及び孢子が飛び交う前に草刈りをきちんと手配して下さい。」と要望をした。そして、貴社の責任者からは、「来年は、しっかり行います。」との回答を得ている。(昨年実施日:11/27~29)

なお、草刈りを毎年行う理由は、8/6付けの質問書の末尾に記載したとおりである。

その様な状況の下、貴代理人弁護士らの「今後、順次行う予定であります。」では、何時になるか不明で、時期を失した草刈りとなり、まったくの意味のないものになってしまう恐れがある。

既に、草刈りをするタイミングを外しているこの時期に至って、呑気に「順次行う」と回答している場合ではない。昨年、近隣住民の指摘を受けたことから、今年こそは、土地所有者としての自覚の基に、早め早めに草刈りを行う(最低年2回は必要)と近隣住民は様子を見ていた。現状では、既に時期を失していることを認識・自覚されたい。

至急、草刈り業者の手配を行い、具体的に何時から草刈り作業を開始するのか、8/29までに明確に回答されたい。

(8/28付けの回答)

「計画敷地内の草刈りについては、業者を手配しており、9月中には実施する予定です。」とことの重大さを理解できていない呑気な回答が、代理人弁護士らからあった。

(再々質問)

貴殿等は、土地所有者の役目というものを承知しているのだろうか？近隣から苦情が出たら、至急、対処すべきところ、「9月中には実施する予定です。」との遅速な対応である。今、雑草は、孢子を飛ばし、羽を持った種子は風により、近隣に拡散する時期が到来している。それが、翌年には、近隣において、庭先に多くの雑草が生える原因になる。

今すぐ、草刈りをせず、何時草刈りを行うのか？回答による9月中の予定となれば、最大値で9月末の草刈りとなる。即ち、1カ月先となる。それでは、現状に対応した草刈り時期として、まったく的的外れで、費用対効果も最小となる。

9月中に予定しているとの呑気な回答をすることは、現状において断じて許されず、至急、業者選定を行い、少なくとも9月15日までに工事着手することを強く要請する。具体的な日程を教示されたい。(昨年同様、言われてから行うでは、無礼となる。)

なお、外周部の草刈りから1か月が徒過し、次の雑草が大きく生えている。前回の貴代理人弁護士らの回答では、「外周部の草刈りについては、今後も、適宜、実施させていただきます。」が、既に虚偽の約束になっていることを認識されたい。

以上

注)本書簡は、個人情報保護をうえて、青空を渡さない会のホームページに掲載する。同様に、貴殿らの回答書も掲載することを念のため申し添える。